

2022年度第1回定時社員総会

と き：2022年5月28日(土) 14時30分～16時00分

ところ：Zoomによるオンライン会議

会員数 336名(2022年4月30日現在)

次 第

【 開 会 】

- 1 あいさつ
- 2 議長選出
- 3 議事録署名者の選任
- 4 議 事
 - 第1号議案 2021年度事業報告及び決算について
※監査報告
 - 第2号議案 2022年度第1次補正予算(案)について
 - 第3号議案 会費の取扱いについて
- 5 報告事項
 - (1) ぱあとなあ鳥取運営委員について
 - (2) 2022年度会員名簿掲載調査票および委員会所属調査票について
- 6 その他
 - (1) 2022年度第2回定時社員総会の日程について
日時 2023年3月11日(土) 会場：Zoomによるオンライン会議
 - (2) 2022年度本会事業(本会の運営方針)について

【 閉 会 】

一般社団法人鳥取県社会福祉士会役員

任期：理事 2021年5月29日～2023年5月総会終結時

監事 2021年5月29日～2025年5月総会終結時

役職	氏名	地区	所属	就任	担当委員会
会長	朝倉 香織	中	鳥取県社会福祉協議会	1期	(全体統括)
副会長	前田 啓喜	東	楽生後見事務所	3期	ぱあとなあ鳥取
〃	河本 勢津子	中	倉吉市社会福祉協議会	3期	地域社会・多文化委員会
常務理事	岸本 照之	東	鳥取県社会福祉士会	3期	(事務統括)
理事	石田 浩朗	東	鳥取西地域包括支援センター	2期	高齢者生活支援委員会
	桐谷 峰子	東	障害者支援センターしらはま	1期	障がい児・者生活支援委員会
〃	藤井 太陽	中	倉吉中央地域包括支援センター	2期	生涯研修員会
〃	佐々木 政治	中	よどえババール園	1期	障がい児・者生活支援委員会
〃	野浪 一仁	西	境港市地域包括支援センター	3期	子ども家庭支援委員会
〃	平林 和宏	西	権利擁護ネットワークほうき	3期	生涯研修員会
〃	神坂 綾	西	錦海リハビリテーション病院	2期	保健医療委員会
〃	石橋 弥雪	西	鳥取県米子児童相談所	1期	組織委員会
監事	森田 礼子	東	鹿野かちみ園	2期	
〃	手島 孝人	西	とっとり被害者支援センター	2期	

【 第1号議案 】

2021年度事業報告及び決算について

(提案理由)

2021年度事業の終了により、別紙のとおり事業報告書(案)及び決算書(案)を作成したので、承認願いたい。

(資料)

- ・事業報告書 (案)別冊 P 1
- ・決算書 (案)
 - 貸借対照表別冊 P21
 - 正味財産増減計算書別冊 P22
 - 財務諸表に対する注記別冊 P24
 - 財産目録別冊 P25
 - 収支計算書別冊 P28
- ・監査報告書別冊 P31

(説明)

○事業報告書：

①新型コロナウイルス感染症感染拡大防止と本会事業について

本会の新型コロナウイルス感染症感染予防・感染拡大防止ガイドライン（2021年3月5日制定）をもとに、主催会議及び研修会は原則オンラインで実施することとし、併せて活動時の会員個人による感染予防策の徹底、事務所内の感染予防に努めた。ICTの利点を活用して会員の資質向上および交流促進を効果的に図ることができた。

②会員数について

会員数は第1回総会337名（2021年4月末）、第2回総会342名（2022年3月12日）となった。今後、資格取得者への入会促進が課題である。

③事務局運営について

事務局独立3年が経過、安定的な法人運営に努めるとともに月1回の会員への定例発送、県委託研修、委員会研修の実施などに努めた。

④認定社会福祉士資格取得促進並びに成年後見人材育成の取組み

認定社会福祉士の資格取得を促進するため、オンラインにて基礎研修(I・II・III)を開催するとともに、本会で初めてスーパービジョン研修に取り組んだ。引き続き、認定社会福祉士資格取得促進並びに成年後見人材（ばあとなあ名簿登録者）の育成が重要である。

⑤災害時の支援体制の整備に向けた取組み

災害等が頻発する中、県主催の DWAT 研修会に登録者並びに会員の研修会参加を募り、研修参加の会員に対してチーム員登録を呼びかけた。

⑥全体を通して表記を統一した（年号は西暦、会員外を非会員に統一）

○決算書 *（ ）は昨年度

①正味財産額は 16,462,516 円(16,202,282 円)となり昨年度から 260,234 円の増となった。

②特定資産は 2 つの積立資産 13,140,000 円と前年度と同額である。

③未収金 86,123 円は鳥取県高齢者虐待対応等研修委託金追加分。

④前払金 8,450 円はレンタル倉庫賃借料 4 月分を前払いするもの。

⑤未払金 440,965 円は 3 月分職員給与、社会保険料会負担、3 月分 DM 便、3 月分電話料・電話機リース料、複写機使用料、ビジネスインターネットバンク手数料等。

⑥預り金 8,333 円は特例納付分 12 月～3 月源泉所得税預かり分（職員、税理士）。

⑦会費収入は 346 名 5,190,000 円(5,280,000)円、入会金収入は 10 名 50,000(50,000 円)を収入。会費収入は予算額より 285,000 円の減。

⑧寄付金収入は後見活動報酬拋出金が 141 件 2,843,280 円(2,594,262 円)、予算額より 156,720 円の減、昨年度決算額より 249,018 円の増となった。

⑨ばあとなあ鳥取活動費支出・後見活動報酬不足補填は 3 件 204,960 円(505,012 円)。成年後見制度利用支援事業申請促進等により昨年度より大幅な減額となった。

⑩管理費支出・事務局費支出は事務局長 1 名、事務職員 1 名の 2 名分 4,851,326 (5,233,475) 円。委託事業賃金 473,000 円を加えた合計 5,324,326 (5,706,475) 円が職員人件費支出。

⑪前期繰越収支差額は 3,062,282 (4,670,426) 円と 1,608,144 円の減。次期繰越収支差額は 3,322,516 (3,062,282) 円と当初予算 2,900,000 円に対してオンラインでの会議・研修会、中央派遣等の旅費支出、会場使用料等の減により 162,282 円の増となった。

⑫事業活動収支差額の支出額超過については、2018 年 11 月理事会での事務局独立に向けての計画策定どおりに推移している。計画は、事務局独立後、事務局体制構築までの間は繰越収支差額を活用して、2022 年度には会員数 400 名、職員体制を常勤職員 1 名、非常勤職員 1 名を目標に収支差 0 円を目指すこととしていた。しかし、会員 400 名体制の目標は厳しく、今後は、財政基盤再生検討委員会を設置して事業ごとの収支や新規事業の開拓などの検討を通じて収支差を埋めていく取り組みを予定している。

【第2号議案】

2022年度第1次補正予算(案)について

(提案理由)

このことについて以下のとおり補正予算を作成したので承認願いたい。

2022年度第1次補正予算(案)

(単位：千円)

科目	2022年度 当初予算額	2022年度 補正額	2022年度 予算額	増減	摘要
I 事業活動収入 の部					
6 事業収入	1,057	322	1,379	322	
1 参加費収入	967	322	1,289	322	スーパービジョン受講料 @23,000×14人
事業活動収入計	13,161	322	13,483	322	
II 事業活動支出 の部					
3 研修支出	2,092	322	2,414	322	スーパービジョン研修 謝金 252,000円 事務局費(手数料) 70,000円
事業活動支出計	15,661	322	15,983	322	
事業活動収支差額	△2,500	0	△2,500	0	
投資活動収入	850	0	850	0	
予備費支出	100	0	100	0	
当期収支差額	△1,750	0	△1,750	0	
前期繰越収支差額	2,000	0	2,000	0	
次期繰越収支差額	250	0	250	0	

【第3号議案】

会費の取り扱いについて

(提案理由)

現在、鳥取県社会福祉士会（以下、「本会」という。）の正会員は、入会金5,000円、会費として年額15,000円を日本社会福祉士会（以下、「日本士会」という。）に納入することになっていますが、全国一斉の入会促進のキャンペーン実施により、入会年度において30歳未満の新入会員については、当該年度に限りこれを無料とする取り扱いとしたい。

なお、この取り扱いは2022年度から当面3年間の試行として実施したい。

①日本士会での検討経過

2020年度日本士会臨時総会（2021年3月）において、以下の内容を含む「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」が承認されました。

○若年層の入会金及び年会費の免除

社会福祉士登録年度に県士会へ入会するためには、社会福祉士登録料、県士会入会金、県士会年会費と概ね50,000円程度要することから、特に若年層を対象に入会金及び年会費の免除を全国的に展開することを協議した。協議の結果として、30歳未満を対象（2018年度実績で476名）に入会金及び年会費を入会年度に限り無料とし、これを3年間試行しその効果を検証することを提案する。なお、免除する額の負担については、県士会と日士会で同額負担とする。

2021年度日本士会臨時総会（2021年10月）において、先の提案に沿って全国一斉に若年層（30歳未満）の入会金及び年会費を初年度に限り免除する制度を3年間試行し、入会促進のキャンペーンを実施することが承認されました。

②本会としての対応

日本士会の取り組む入会促進の取組に参加し、本会においても若年層の会費の免除の取り扱いを行い、日本士会とともにその試行効果の検証等を行うこととします。

このことは、総体としての会員数を増やすということにとどまらず、若年層会員を増やすことにより、本会の活動をより活発化し魅力ある組織にしていくことを期待するものです。

③本会会費の入会に関する規則一部改正について

一般社団法人鳥取県社会福祉士会会費の入会に関する規則改正新旧対照表 P5

一般社団法人鳥取県社会福祉士会会費の入会に関する規則一部改正新旧対照表

新	旧
第1章 目 的	第1章 目 的
(目的) 第1条 この規則は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第8条及び第9条の規定に基づき、本会の会員の入会基準等の基本的事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第8条及び第9条の規定に基づき、本会の会員の入会基準等の基本的事項を定めることを目的とする。
第2章 正 会 員	第2章 正 会 員
(正会員の入会基準) 第2条 定款第7条第1項第1号に規定する正会員は、本会に対して所定の入会金及び会費を納入しなければならない。	(正会員の入会基準) 第2条 定款第7条第1項第1号に規定する正会員は、本会に対して所定の入会金及び会費を納入しなければならない。
(正会員の入会申込) 第3条 本会への入会は、定款第8条に定める入会申込書によって行わなければならない。	(正会員の入会申込) 第3条 本会への入会は、定款第8条に定める入会申込書によって行わなければならない。
第3章 賛 助 会 員	第3章 賛 助 会 員
(賛助会員の入会基準) 第4条 定款第7条第1項2号に規定する賛助会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。 (1) 本会の目的に賛同し、本会の事業推進を援助すること。 (2) 個人の場合は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者でないこと。 (3) 本会理事会において、賛助会員として適切であると承認を受けること。または、本部の賛助会員であって、本会の賛助会員として入会を希望するときは本部の推薦を受けること。 (4) 所定の年会費を本会に納入すること。 2. 前項第2号により入会しようとする者は、入会後に法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた場合は、賛助会員を退会した上で第2条に規定する正会員として改めて入会しなければならない。	(賛助会員の入会基準) 第4条 定款第7条第1項2号に規定する賛助会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。 (1) 本会の目的に賛同し、本会の事業推進を援助すること。 (2) 個人の場合は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者でないこと。 (3) 本会理事会において、賛助会員として適切であると承認を受けること。または、本部の賛助会員であって、本会の賛助会員として入会を希望するときは本部の推薦を受けること。 (4) 所定の年会費を本会に納入すること。 2. 前項第2号により入会しようとする者は、入会後に法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた場合は、賛助会員を退会した上で第2条に規定する正会員として改めて入会しなければならない。
(賛助会員の入会申込) 第5条 本会への入会は、定款第8条に定める入会申込書によって行わなければならない。	(賛助会員の入会申込) 第5条 本会への入会は、定款第8条に定める入会申込書によって行わなければならない。

新	旧
<p style="text-align: center;">第4章 入会金</p> <p>(入会金) 第6条 定款第9条に規定する正会員の入会金は、5,000円とする。 <u>2 入会年度において満30歳を超えない者は入会金を免除する。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 会費</p> <p>(会費) 第7条 定款第9条に規定する正会員の会費は、年額15,000円とする。賛助会費は、年間1口3,000円とし、1口以上の賛助会費を必要とするものとする。 <u>2 入会年度において満30歳を超えない者は当該年度の年会費を免除する。</u> 3 一旦納入された会費及び賛助会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 補則</p> <p>(委任) 第8条 この規則に定めるもののほか、入会に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。</p> <p>(改正) 第9条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。</p> <p>附則 1. この規則は、本会の設立許可があった日から施行する。 2. 任意団体から一般社団法人への移譲に伴い、平成21年5月23日付けで本会に入会することを承認された者は、この規則の適用があったものとみなす。 3. 平成23年5月28日改正し、日本社会福祉士会が連合体として新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された日から施行する。 <u>附則 この規則は、令和4年5月28日から施行し、令和4年4月1日より適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 入会金</p> <p>(入会金) 第6条 定款第9条に規定する正会員の入会金は、5,000円とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 会費</p> <p>(会費) 第7条 定款第9条に規定する正会員の会費は、年額15,000円とする。賛助会費は、年間1口3,000円とし、1口以上の賛助会費を必要とするものとする。 2. 一旦納入された会費及び賛助会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 補則</p> <p>(委任) 第8条 この規則に定めるもののほか、入会に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。</p> <p>(改正) 第9条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。</p> <p>附則 1. この規則は、本会の設立許可があった日から施行する。 2. 任意団体から一般社団法人への移譲に伴い、平成21年5月23日付けで本会に入会することを承認された者は、この規則の適用があったものとみなす。 3. 平成23年5月28日改正し、日本社会福祉士会が連合体として新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された日から施行する。</p>

5 報告事項

(1) ぱあとなあ鳥取運営委員について

権利擁護センター ぱあとなあ鳥取運営委員

任期 2022年4月27日~2023年5月総会終結時

役名	氏名	所属	備考
委員(東部)	垣屋 稲二良	鳥取市教育委員会事務局学校教育課	
委員(東部)	前田 啓喜	楽生後見事務所	
委員(東部)	篠島 直子		新任
委員(中部)	井上 零子	NPO法人 一粒の麦	運営委員長
委員(中部)	松嶋 まゆみ	北栄町役場	
委員(中部)	小南 哲	北岡病院	
委員(西部)	本池 峰	コノコラヲ舎	事務責任者
委員(西部)	平林 和宏	権利擁護ネットワークほうき	
委員(西部)	安達 美奈子	社会福祉士法人 もみの木福祉会	

(2) 2022年度会員名簿掲載調査票及び委員会所属希望調査票について

返信数(5月23日現在)

会員名簿掲載調査票 128名(名簿掲載可119名、名簿掲載不可9名)

委員会所属希望調査票 124名

(委員会別希望者) ()昨年度(本人希望+振分け分)

- ・組織委員会 9(13)名
- ・生涯研修委員会 11(27)名
- ・高齢者生活支援委員会 28(104)名
- ・障がい児・者支援委員会 27(66)名
- ・子ども家庭支援委員会 19(42)名
- ・保健医療委員会 28(45)名
- ・地域社会・多文化委員会 28(90)名
- ・ぱあとなあ鳥取 103(100)名

6 その他

(1) 2022年度第2回定時社員総会の日程について

日時 2023年3月11日(土) 場所 オンライン会議(予定)

(2) 2022年度本会事業(本会の運営方針)について

□ 鳥取県社会福祉士会新型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染予防・感染拡大防止ガイドラインに基づき、会議、研修会等はすべてZoom等のビデオ通話を活用して実施します。

・事業計画書 ~抜粋~ P8~P12

○基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催について(ZOOMによるオンライン会議)

・基礎研修Ⅰ 開催案内 5月16日 会員(336)並びに関係機関・団体(743)あてに通知

集合研修1 7月30日(土) 集合研修2 11月26日(土)

先輩社会福祉士へのインタビュー 9月10日(土)

- ・基礎研修Ⅱの開催 現在開催要項を作成中、6月開催案内予定
- ・基礎研修Ⅲの開催 催行最少人数（5名）に満たないため開催見合わせ。
受講予定者には中国ブロック基礎研修Ⅲ開催県を紹介。

○スーパービジョン実施説明会の開催について（Zoomによるオンライン会議）

- ・6月11日(土)10:00～11:00 ・6月15日(水)19:00～20:00

○成年後見人材育成研修～オンライン研修～（岡山県委託）の開催について

- ・基礎研修Ⅲ修了者等23名に対して開催案内。9名が受講申込み、受講決定。
- ・開催日程 4日間（9月3日(土)、9月4日(日)、11月19日(土)、11月20日(日)）

○本会2022年度事業計画～抜粋～（2022年3月12日第2回定時社員総会承認）

【基本方針】

本会は本年で設立30周年を迎えます。この間、会員の活動分野も広がり、会の活動も多分野に亘る知識の研鑽、成年後見制度をはじめとする権利擁護活動を中心に取組みを充実してきました。関係機関等から専門職、専門職団体としての認知が進むとともに、本会への期待や要望も高まってきました。～省略～現在、包括的支援体制整備が進められており、これまで以上に丸ごと受け止め、多職種が連携した相談支援、社会参加や人々のつながりが求められています。

本会の社会的使命を果たすため、より一層会の組織強化、研修やスーパービジョンによる会員の質の担保など社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の人材育成が必須です。私たち会員は、本会活動の活性化と組織力強化を目指し、地域の関係職種・機関との連携・協働、ネットワークの構築に努め、利用者の権利擁護を基本視点に、利用者を取り巻く環境整備にも配慮し、相談援助、生活支援及び社会的実践活動を行っていきます。

【運営方針】

1. 組織・運営体制の充実強化
2. 会員の専門性の向上(知識、技術、倫理)
3. 地域に根ざした社会福祉実践と新たなニーズへの対応
4. 委員会及び権利擁護センターぱあとなあ鳥取の活動の充実強化

1. 会の組織、運営の充実のための事業

- (1) 登録者及び受験資格保有者の把握と加入の呼びかけ
- (2) 理事会の開催 年4回（4月、8月、11月、2月）
- (3) 総会の開催 年2回（5月、3月）
- (4) 正副会長会（業務執行役員会）の開催 随時
- (5) 監事会の開催 年1回（4月）
- (6) 選挙管理委員会の開催 年2回（2月、3月）
- (7) 財政基盤再生計画検討委員会(仮称)の設置
- (8) 委員長会議の開催 年1回（8月）

- (9) 中央・ブロック会議への出席
- (10) 生涯研修センターの充実
- (11) 災害時支援体制の取組み（災害支援プロジェクトチームの設置）
- (12) 地区活動の充実

2. 委員会活動 （※各委員会の目的や活動については委員会活動計画参照）

- (1) 組織委員会
- (2) 生涯研修委員会（生涯研修センター）
- (3) 高齢者生活支援委員会
- (4) 障がい児・者生活支援委員会
- (5) 子ども家庭支援委員会
- (6) 保健医療委員会
- (7) 地域社会・多文化委員会

3. 調査研究及び研修事業

- (1) 会員のための研修 ①派遣研修 必要な研修会への会員派遣 ②地区別研修会
- (2) 受験者への研修会等 ①模擬試験の実施（10月）
- (3) 認定社会福祉士に関する研修会等
 - ①基礎研修Ⅰ ②基礎研修Ⅱ ③基礎研修Ⅲ ④スーパービジョン研修

4. 虐待防止への取組み

- (1) 高齢者関係 ①高齢者虐待対応現任者研修
- (2) 障がい児・者関係 ①障がい者虐待対応防止研修
- (3) 高齢者虐待・障がい者虐待の虐待対応専門職チーム等への参画

5. 権利擁護センター「ぱあとなあ鳥取」の運営 （※ぱあとなあ鳥取活動計画参照）

6. 広報・啓発事業

- (1) ホームページによる情報発信
- (2) パンフレット等の発行

7. 講師の派遣

- (1) 学校、研修会等への講師派遣

8. 関係機関との連携

- (1) 関係機関、専門機関との連携を図る
 - ①公的機関との連携
 - ②家庭裁判所、弁護士会、司法書士会等権利擁護制度に係る関係機関・団体との連携
 - ③鳥取県災害派遣チーム（DCAT）との連携
 - ④その他必要な諸団体との連携
- (2) 日本社会福祉士会との連携を密にし、都道府県士会との交流を図る
- (3) 開業社会福祉士への支援

9. その他の事業

- (1) 上記事業の他、理事会及び各委員会の決定により、必要に応じて実践活動を行う。

委員会活動計画

組織委員会

2. 活動計画

- (1) 委員会の開催 年3回
- (2) 会員名簿作成事業
- (3) 入会促進事業
 - ①模擬試験受講者に対する加入案内（合格発表10日前）
 - ②未加入者の勧誘広報活動の実施
- (4) 広報活動の実施
 - ・ホームページによる情報提供（CMS管理）
- (5) 社会福祉士国家試験・全国統一模擬試験の実施
- (6) ソーシャルワーカーデーの実施（ソーシャルワーカーデー実行委員会にて精神保健福祉士会、医療ソーシャルワーカー協会との調整により実施）
- (7) 新入会員へオリエンテーションの実施

生涯研修委員会（生涯研修センター）

2. 活動計画

- (1) 委員会の開催 年4回程度
- (2) 基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの実施 通年
- (3) スーパービジョン研修の実施 通年
- (4) 他委員会の研修日程の調整
- (5) 年間研修計画の立案
- (6) 分野横断的研修の企画
- (7) 日本社会福祉士会の開催する会議・研修会への派遣 年4回程度

高齢者生活支援委員会

2. 活動計画

- (1) 委員会の開催 年3回
- (2) 委員会内容の充実
 - ①情報交換・勉強会（事例検討等）の実施
 - ②委員相互の連携強化
 - ③委員長・副委員長会議 年3回
- (3) 研修会の開催
 - ①在宅高齢者虐待対応担当者研修（鳥取県より委託事業）
 - ②養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修（鳥取県より委託事業）
 - ③ソーシャルワーク実践研修（会員、会員外の関係者を対象）
- (4) ホームページによる高齢者生活支援に関する情報提供

障がい児・者生活支援委員会

2. 活動計画

(1) 委員会の開催 年3回

会員同士で、情報交換・意見交換、事例研究等から課題抽出

(2) 研修会の開催

①障がい者虐待防止等研修（鳥取県より委託事業）

②障がい者の地域福祉に関する研修会（会員及び会員外の関係者を対象）

子ども家庭支援委員会

2. 活動計画

(1) 委員会の開催 年3回

①児童福祉施設等視察研修の企画

②スクールソーシャルワーク研修の企画

③情報交換・勉強会の開催

④委員会の連携強化

⑤委員長・副委員長会議 年3回

(2) 視察及び研修会の開催

①児童福祉施設等視察研修（年1回）

②スクールソーシャルワーク研修（年1回）

(3) その他

新①児童虐待防止キャンペーン「オレンジリボンたすきリレー」参加（11月）

保健医療委員会

2. 活動計画

(1) 委員会の開催 年3回(研修会との同時開催含む)、ICTを活用したオンラインを基本とし、感染流行状況を見極めつつのハイブリッド研修の開催も検討していく。

①会員相互や地域との連携強化に向けた課題抽出とアイデア案出

②保健医療分野における研修会の企画・開催（保健医療委員会研修会）

ー地域共生社会の実現に向けてチームを育む実践力向上セミナー

ーソーシャルワーク実践を科学化する

③認定社会福祉士認証認定研修の開催検討

④次年度事業計画及び予算の協議

⑤委員長・副委員長会議年5回

(2) 研修会の開催

保健医療委員会研修会（年3回）

地域社会・多文化委員会

2. 活動計画

- (1) 委員会の開催 年3回
 - ①年間計画打ち合わせ、情報交換
 - ②研修の企画
 - ③次年度事業計画及び予算の協議
- (2) 研修会の開催 (2回)
 - 地域又は、多種・多様な機関とのつながりを意識したソーシャルワーク研修

権利擁護センターばあとなあ鳥取

1. 組織の充実

- (1) 名簿登録会員数の拡大
- (2) 養成研修受講者の確保
 - ①成年後見人材育成研修 (広島県・岡山県社会福祉士会主催) への参加協力
 - ・受講者の募集・推薦
 - ・演習チューターの派遣
 - ・その他必要と判断される協力

2. 会員の質の向上

- (1) 県内での名簿登録研修会の開催 (1~2月に県内3ブロックでの実施)
- (2) 会員のための定期的な学習会の開催
 - 年4回の東・中・西部での学習会の開催
 - ・活動事例報告、各種講演等
- (3) 関係機関が主催する研修会等への積極的な参加

3. 関係機関との連携

- (1) 家庭裁判所との連携
 - ①家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会への参加
 - ②家庭裁判所からの説明会、意見交換会への参加
 - ③家庭裁判所への後見候補者名簿の提出
- (2) 県内の成年後見支援センターとの連携
 - ①東部地区 とっとり東部権利擁護支援センター (アドサポセンターとっとり)
 - ②中部地区 中部成年後見支援センターミットレーベン
 - ③西部地区 西部後見サポートセンターうえるかむ
- (3) 公的機関をはじめとするその他の関係機関との連携

4. 受任者支援の仕組

- (1) 東・中・西部に相談担当者の選任
- (2) 活動報告書の提出及び活動報告書作成に係る支援

5. 相談・後見活動

- (1) 後見人等の積極的な受任
- (2) 東・中・西部相談窓口での相談対応

6. 日本社会福祉士会ばあとなあとの連携

- (1) 定期活動状況の報告
- (2) 日本社会福祉士会主催の会議、研修会等への参加

7. 運営委員会

- (1) 運営委員会を定期的又は随時開催し、会のスムーズな運営を図る。

一般社団法人 鳥取県社会福祉士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする鳥取県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (2) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (3) 社会福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (5) 社会福祉の援助を必要とする鳥取県民の生活と権利の擁護に関する事業
- (6) 国内外の社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉その他の専門職団体等との連携に関する事業
- (7) 社会福祉施設並びに福祉サービスの機能及び質の向上並びにその評価に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員総会及び理事のほか、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「社会福祉士法」という。）第28条の規定により社会福祉士として現に登録されている者であり、鳥取県内に住所又は勤務先を有し、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。

- (1) 苦情を申立てられ、または綱紀委員会、理事会等で会員としての身分について審議中の者
- (2) 成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人等を受任中の者
- (3) その他会長が退会を認めることが不相当と判断する者

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 社会福祉士法第32条又は第33条により、社会福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき
- (5) 社団法人日本社会福祉士会の会員資格を喪失したとき
- (6) 総正会員が同意したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

3 資格を喪失した正会員は、一般法人法上の当法人の社員としての地位を失う。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年2回、毎事業年度開始前2ヶ月以内及び終了後3ヶ月以内で開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、その社員総会に出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代

理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 理事のうち、1名の常務理事と6名以内の常任理事をおくことができるものとする。

4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

2 会長、副会長、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 役員を選任に関する事項は、規則で定める。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示を受けて、この法人の業務を執行する。
- 5 常任理事は、当法人の常務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、常務理事及び常任理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して4期(8年)を超えて選任されることはできない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等(報酬・賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう。)の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

第33条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定

める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第34条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第35条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、常務理事及び常任理事の選任及び解任
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第33条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合

は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 ただし、前項に係わらず、会長及び業務執行理事は、3ヶ月に一回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事のうち1名以上及び監事が署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議を得て、会長が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲で行うものとする。

(代替基金の積立)

第50条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第51条 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を

達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するとき、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は、毎年4月1日には始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類(附属証明書を含む)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 第1項の規定により報告された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動報告の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第56条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第58条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第59条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第63条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第64条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第65条 当法人の設立役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事	松村	久
設立時理事	井上	零子
設立時理事	垣屋	稲二良
設立時理事	手島	孝人
設立時理事	徳本	久美子
設立時理事	平田	雅人
設立時理事	中川	正純
設立時理事	出垣	仁志
設立時理事	小坂	一
設立時監事	河津	薫
設立時監事	前田	啓喜

第66条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりとする。

- 設立時社員 1 住所 鳥取県 [REDACTED]
氏名 松村 久
- 2 住所 鳥取県 [REDACTED]
氏名 井上 零子
- 3 住所 鳥取県 [REDACTED]
氏名 垣屋 稲二良

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人鳥取県社会福祉士会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年3月20日

設立時社員 松村 久 印
設立時社員 井上 零子 印
設立時社員 垣屋 稲二良 印

付則

この定款の変更は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。